

騒音・振動に係る特定施設一覧表

加古川市環境保全課

	特定施設等	騒音規制法		振動規制法		県条例					
		騒音		振動		騒音		振動			
		項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模		
金属加工機械	圧延機械	1ーイ	動力22.5kw以上			1	動力22.5kw以上	1	金属加工機械で 定格22.5kw以上		
	製管機械	1ーロ	すべて			2	すべて	1	金属加工機械で すべて		
	ベンディングマシン	1ーハ	ロール式で 定格3.75kw以上			3	動力3.75kw以上				
	液圧プレス	1ーニ	矯正プレスを除く すべて	1ーイ	矯正プレスを除く すべて	4	矯正プレスを除く すべて	1	金属加工機械で 矯正プレスを除く すべて		
	機械プレス	1ーホ	加圧能力294kN （約30t）以上	1ーロ	すべて	5	加圧能力294kN （約30t）以上	1	金属加工機械で すべて		
	せん断機	1ーヘ	定格3.75kw以上	1ーハ	定格1kw以上	6	動力3.75kw以上	1	金属加工機械で 定格1kw以上		
	鍛造機	1ート	すべて	1ーニ	すべて	7	すべて	1	金属加工機械で すべて		
	ワイヤ-フォーミングマシン	1ーチ	すべて	1ーホ	定格37.5kw以上	8	すべて	1	金属加工機械で 定格37.5kw以上		
	ブラスト	1ーリ	ブラスト以外で 密閉式を除く			9	すべて				
	タンブラー	1ーヌ	すべて			10	すべて				
	砥石切断機	1ール	すべて								
送風機及び 圧縮機	空気圧縮機	2	定格7.5kw以上	2	定格7.5kw以上	11	動力7.5kw以上	2	定格7.5kw以上		
	その他の圧縮機										
	冷凍機用・空調用冷媒圧縮機										
	送風機（送風機を有する冷 却塔を含む）	2	定格7.5kw以上			12	動力3.75kw以上				
土石用又は 鉱物用	破碎機	3	土石・鉱物用で定格 7.5kw以上	3	土石・鉱物用で定 格7.5kw以上	13	すべて（ただし 土石・鉱物・食 料・飼料・肥料用 は動力7.5kw以 上）	3	土石・鉱物用で定 格7.5kw以上		
	磨砕機										
	ふるい機					14	動力7.5kw以上				
	分級機										
	織機	4	原動機を用いるもの すべて	4	原動機を用いるもの すべて	15	すべて	4	原動機を用いるもの すべて		
製造設備 機械資材	コンクリートプラント	5ーイ	気泡式を除き 混練 容量が0.45m³以上			16	すべて				
	アスファルトプラント	5ーロ	混練重量が 200kg以上			17	すべて				
	穀物用製粉機	6	ロール式で 定格7.5kw以上								
木材加工機械	ドラムバーカー	7ーイ	すべて	6ーイ	すべて	18	すべて	6	すべて		
	チップパー	7ーロ	定格2.25kw以上	6ーロ	定格2.2kw以上	19	すべて	6	すべて		
	碎木機	7ーハ	すべて			20	すべて				
	帯のご盤	7ーニ	製材用は 定格15kw以上 木工用は 定格2.25kw以上			21	動力0.75kw以上				
	丸のご盤	7ーホ									
	かなな盤	7ーヘ	定格2.25kw以上			22	動力0.75kw以上				

	特定施設等	騒音規制法		振動規制法		県条例			
		騒音		振動		騒音		振動	
		項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
	抄紙機	8	すべて			23	すべて		
	印刷機械	9	原動機を用いる ものすべて	7	定格2.2kw以上	24	すべて	7	定格2.2kw以上
	合成樹脂用射出成形機	10	すべて	9	すべて	25	すべて	9	すべて
	鋳型造型機	11	ジョルト式のみ	10	ジョルト式のみ	26	すべて	10	ジョルト式のみ
製品コン クリート 製造機	コンクリート管製造機械 及び コンクリート柱製造機械			5	動力10kw以上	30	すべて	5	すべて
	コンクリートブロックマシン			5	動力2.95kw以上				
	ロール機			8	ゴム・合成樹脂練用 で定格30kw以上 カッター-ロール機除く	34	破碎機・磨砕機を 除くすべて	8	ゴム・合成樹脂 練用で定格 30kw以上 カッター-ロール機除く
	ディーゼルエンジン ガソリンエンジン					27	出力3.75kw以上		
	工業用ミシン					28	同一建物に 10台以上設置		
	ニューマチックハンマー					29	すべて		
機械加工 金属	金属用打拔機					31	動力2.25kw以上	1	定格2.2kw以上
	グラインダー					32	サンダー及び切断 機を含み工具用研 磨機を除く		
	工業用ミキサー					33	すべて		
	重油バーナー					35	重油使用量が 15L／時以上		
	ゴム・皮又は合成樹脂の打機又は 裁断機					36	すべて		
	スチームクリーナー					37	すべて		
	金属工作機械					38	同一建物に 5台以上設置		
	石材引割機					39	すべて		
	ドラム管洗浄機					40	すべて		
	風力発電設備					41	出力20kW以上		
	板金又は製缶の作業					42	厚さ0.5mm以上 の金属板の加工		
	鉄骨又は橋梁の組立作業					43	すべて		
	建設材料置場における運搬作業 （動力を用いる機械を使用）					44	土砂石の材料置場 で1ヶ月以上使用		

※ 「動力」とは、「定格出力」の合計にあたる。

※ 「動力」とは、「定格出力」の合計にあたる。
※ 法と条例の施設が重複する場合は、法の届出が必要。条例のみに該当する場合は、条例の届出が必要。